

標準例—2 標準公告例（第5条関係）

公募型【または「簡易公募型」】競争入札方式に係る手続開始の公告【公募型の場合は「公示」】

（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

西日本高速道路株式会社〇〇支社長 〇〇 〇〇

【簡易公募型競争入札方式の場合は記載しない】

◎調達機関番号 419 ◎所在地番号 00

○第N号

1 業務概要

【簡易公募型競争入札方式の場合は、（1）を記載せず、（2）以下を繰り上げる】

（1）品目分類番号 42

（2）業務名 〇〇自動車道〇〇地区第一次土質調査説明書

（3）業務箇所 自）〇〇県〇〇市〇〇町

至）〇〇県〇〇市〇〇町

（4）業務内容 本業務は、〇〇地区（調査延長約〇〇〇m、調査ボーリング延長約〇〇〇m、調査ボーリング箇所〇〇箇所、その他解析業務等一式）の土質調査を行うものである。

【単価契約の場合は以下を記載】

数量は予定数量であり、契約数量を保証するものではない。

（5）履行期限【「履行期間」とすることも可。】令和〇年〇月〇日【「履行期間」とした場合：〇〇〇日間】

【価格落札方式の場合は記載しない】

（6）本業務は、入札前に業務実施計画等に関する技術資料を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式によるものである。

2 指名されるために必要な要件

（1）入札参加者に要求される資格

- ① 西日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年細則第7号）第6条の規定に該当しない者であること。
- ② 西日本高速道路株式会社における令和〇・〇年度調査等競争参加資格（〇〇）の認定を受けている者であること。
- ③ 参加表明書の提出期限の日（提出期限の日を含む。）から落札者を決定する日（決

定する日を含む。)までの期間に、「西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領(平成17年要領第96号)」に基づき、「地域●」において、入札参加資格停止を受けていないこと。

- ④ 警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

【同業種JVを求める場合に以下を記載】

- ⑤ 参加希望者が共同企業体を構成する場合には、上記①から④に掲げる条件を満たしている有資格者により構成される共同企業体であること。

【異業種JVを求める場合に以下を記載】

- ⑤ 参加希望者が共同企業体を構成する場合には、上記①から④に掲げる条件を満たしている異なる業種区分の有資格者により構成される共同企業体であること。

【同業種JVを求める場合に以下を記載】

- ⑥ 参加希望者が共同企業体を構成する場合には、工事等競争参加資格登録要領別紙15-1に定める標準特定設計共同企業体協定書(甲)による協定書案を提出しなければならない。

【異業種JVを求める場合に以下を記載】

- ⑥ 参加希望者が共同企業体を構成する場合には、工事等競争参加資格登録要領別紙15-2に定める標準特定設計共同企業体協定書(乙)による協定書案を提出しなければならない。ただし、各構成員が両業種の有資格者である場合には(甲)(乙)どちらでもよい。

- ⑦ 競争に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

①以下のいずれかの場合に該当する資本関係

I) 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合。

II) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合。

②以下のいずれかの場合に該当する人的関係

I) 一方の会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げるものをいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が会社更生法に基づく更生会社又は民事再生法に基づき再生手続きが存続中の会社等である場合を除く。

株式会社の取締役。ただし、次に掲げるものを除く。

a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

組合の理事

その他業務を執行する者であつて、からまでに掲げる者に準ずる者

Ⅱ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

Ⅲ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。

③ 以下のいずれかの場合に該当する入札の適正さが阻害されると認められる関係

Ⅰ) 組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合。

Ⅱ) その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(2) 入札参加者を選定するための基準

調査等契約事務処理要領（平成20年要領第42号）第12条に規定する調査等請負契約標準指名基準による。なお、同基準中の「当該調査における技術的適性」については、同種又は類似の業務の実績並びに配置予定の技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。

【価格落札方式の場合は第3項を記載せず、第4項以下を繰り上げる】

3 総合評価落札方式に関する事項

(1) 落札者の決定方法

① 指名された入札参加者は、「価格」並びに「技術等」をもって契約の申込を行い、下記(2)総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて、著しく不適當であると認められるときは、契約制限価格の範囲で発注者が定める最低限の要求要件を満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

② 上記①において、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、直ちに当該入札を行った2者以上の者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。

(2) 総合評価の方法

① 参加表明書及び技術提案書の記載内容に応じ、以下の評価項目ごとに評価を行い、最大で200点の2倍【簡易型総合評価落札方式の場合は100点の2倍】の技術評

価点を与える。

- 1) 配置予定技術者の資格及び実績等
- 2) 配置予定技術者の成績及び表彰
- 3) 業務実施方針及び手順

【簡易型総合評価落札方式の場合は記載しない】

4) 特定テーマに対する技術提案

【測量業務等の場合】

- ① 価格評価点を算出する基準である価格評価基準額は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、その額が、契約制限価格（税抜）に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあつては、10分の7.5を乗じて得た額とする。

- イ 直接費の額
- ロ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額

【建築設計の場合】

- ② 価格評価点を算出する基準である価格評価基準額は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、その額が、契約制限価格（税抜）に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあつては、10分の7.5を乗じて得た額とする。

- イ 直接人件費の額
- ロ 特別経費の額
- ハ 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額
- ニ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

【設計業務等の場合】

- ② 価格評価点を算出する基準である価格評価基準額は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、その額が、契約制限価格（税抜）に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあつては、10分の7.5を乗じて得た額とする。

- イ 技術業務直接人件費の額
- ロ 技術業務直接経費の額
- ハ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
- ニ 一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額

【補償関係コンサルタント業務の場合】

- ② 価格評価点を算出する基準である価格評価基準額は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、その額が、契約制限価格（税抜）に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあつては、10分の7.5を乗じて得た額とする。

- イ 直接人件費の額
- ロ 直接経費の額
- ハ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
- ニ 一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額

【土質地質調査等の場合】

- ② 価格評価点を算出する基準である価格評価基準額は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、その額が、契約制限価格（税抜）に10分の7.5を乗じて得た額に満た

ない場合にあつては、10分の7.5を乗じて得た額とする。

- イ 直接調査費の額
- ロ 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額
- ハ 技術業務費の額に10分の8を乗じて得た額
- ニ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額

- ③ 価格評価点は、下記に定めるところにより算出する。ただし、入札価格が契約制限価格（税抜）を超えている場合には評価しない。また、価格評価点は0を最低点とする。

$$X < X0 \text{ の場合} \quad Y = 100 / (X0 - 65) \times (X - 65)$$

$$X \geq X0 \text{ の場合} \quad Y = -0.5 \times (X - X0)^2 / (100 - X0) + 100$$

この式においてX、X0及びYは、それぞれ次の値を表すものとする。

- X 入札率＝入札価格／契約制限価格（税抜）×100
- X0 価格評価基準額／契約制限価格（税抜）×100
- Y 価格評価点

- ④ 総合評価は、上記①により得られた技術評価点と、上記③により得られた価格評価点の合計点（評価値）をもって行う。
- ⑦ 詳細は、入札説明書による。

4 入札手続等

(1) 担当部署

西日本高速道路株式会社〇〇支社総務企画部経理課長代理 〇〇 〇〇
〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇
電話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
FAX 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

(2) 説明書の交付期間及び方法

- ① 期間：令和〇年〇月〇日（〇）から令和〇年〇月〇日（〇）まで（土曜日、日曜日及び祝日【年末年始に入札手続期間が含まれる場合は「、祝日及び年末年始（令和●年12月29日から令和●年1月3日まで）」とする。】（以下「休日」という。）を除く）。
- ② 方法：入札情報公開システムより、提供する。

<https://corp.w-nexco.co.jp/procurement/library/>

当案件のダウンロードに必要なパスワードは、「●●●●●●」である。

なお、通信環境の不具合等やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない者は、上記交付期間の毎日午前●時から午後●時まで、上記(1)の場所において入手することができる。

(3) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

- ① 期限：令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇）午後〇〇時〇〇分

- ② 場所：上記4（1）に同じ。
 - ③ 方法：本業務に係る入札参加を希望する者は、説明書に基づき参加表明書を作成し、持参又は郵送（書留郵便若しくは信書便に限る。以下同じ。）すること。
- （4）技術提案書の受領期限並びに提出場所及び方法
- ① 期限：令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇）午後〇〇時〇〇分
 - ② 場所：上記4（1）に同じ。
 - ③ 方法：本業務に係る入札参加を希望する者は、説明書に基づき技術提案書を作成し、持参又は郵送すること。
- （5）入札書の提出期限、場所及び方法
- ① 期限：令和〇年〇月〇日（〇）午後〇〇時〇〇分まで（ただし、郵送による入札については、期限までに上記4（1）へ必着させること。）
 - ② 場所：上記4（1）に同じ。
 - ③ 方法：持参又は郵送。
- （6）開札の日時及び場所
- ① 日時：令和〇年〇月〇日（〇）午（前・後）〇〇時〇〇分
 - ② 場所：上記4（1）に同じ。

5 その他

（1）手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（2）入札保証金及び契約保証金

①入札保証金 免除。

②契約保証金 納付。（保管金の取扱店 ○○○）

ただし、金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

（3）入札の無効

本公告に示した指名されるために必要な要件を満たさない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

（4）落札者の決定方法

契約制限価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、上記3（1）により得られた評価値が最も高い者を落札者とする。

【価格落札方式の場合は以下のとおり記載する】

契約制限価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。**【価格落札方式かつ審査対象基準価格を設定する場合は以下のとおり追記する。】**ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、契約制限価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(5) 低入札価格調査

上記3.(1)【価格落札方式かつ審査対象基準価格を設定する場合は「上記3.(1)」を「上記4.(4)」に変更する。】ただし書きの目的を達するため、本業務においては審査対象基準価格を設定し、評価値が最高である者【価格落札方式かつ審査対象基準価格を設定する場合は「評価値が最高である者」を「最低」に変更する。】の入札価格がこれを下回る場合は、入札手続を保留し、当該入札者を対象として低入札価格調査を行う。ただし、審査対象基準価格（基本）以上契約制限価格以下の入札価格が他にある場合、審査対象基準価格（基本）を下回った入札価格を提出した入札者については、低入札価格調査（基本）又は同（重点）を行うことなく、落札者とししない。

【価格落札方式を採用したWTO未満の調査等の場合、ただし書きを記載】

(6) 手続における交渉の有無 無。

(7) 契約書作成の要否 要。

(8) 関連情報を入手するための照会窓口は、上記4(1)に同じ。

(9) 2(1)に掲げる調査等競争参加資格の認定を受けていない者も4(3)により参加表明書を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ、指名されていなければならない。

(10) 外国における技術者資格をもって申請する場合には、別途国土交通省総合政策局建設市場整備課における建設コンサルタント業務に関する国土交通大臣認定を受けた者のみを認めるものとする。

なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名を受けるためには指名通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。指名通知の日は令和〇年〇月〇日(〇)を予定する。

(11) 現場説明会を行う。【説明会を行う場合に記載する】

(12) 詳細は説明書による。

6 Summary 【簡易公募型競争入札方式の場合は第6項を記載しない】

(1) Official in charge of the contract of the procuring entity : 〇〇〇〇
Director General of 〇〇 Branch, West Nippon Expressway Company Limited

(2) Classification of the services to be procured : 42

(3) Subject matter of the contract :

(4) Time-limit to express interests : 4:00P.M. 10 January 2006

【価格落札方式の場合は(5)を記載せず、(6)以下を繰り上げる。】

(5) Time limit for the submission of proposals : 0:00 P.M. 00 1 February 2006

(6) Time-limit for the submission of tenders : 4:00P.M. 9 February 2006 (Tenders submitted by mail : 4:00P.M. 10 February 2006)

(7) The language used for application and inquiry shall be Japanese.

(8) Contact point for tender documentation : 〇〇 〇〇, Assistant Manager of Accounting Division, General Affairs and Planning Department, 〇〇 Branch, West Nippon Expressway Company Limited
〇-〇-〇, 〇〇, 〇〇-ku, 〇〇City, 〇〇, 〇〇〇

【例: 1-6-20, Dojima, Kita-ku, Osaka City 530-0003】

Tel. ○○○○- ○○- ○○○○

Fax. ○○○○- ○○- ○○○○